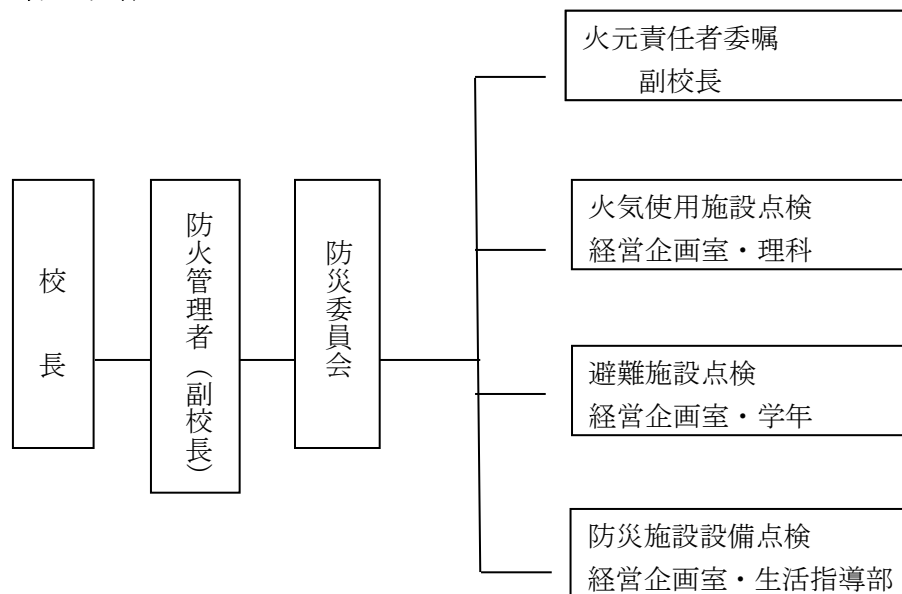
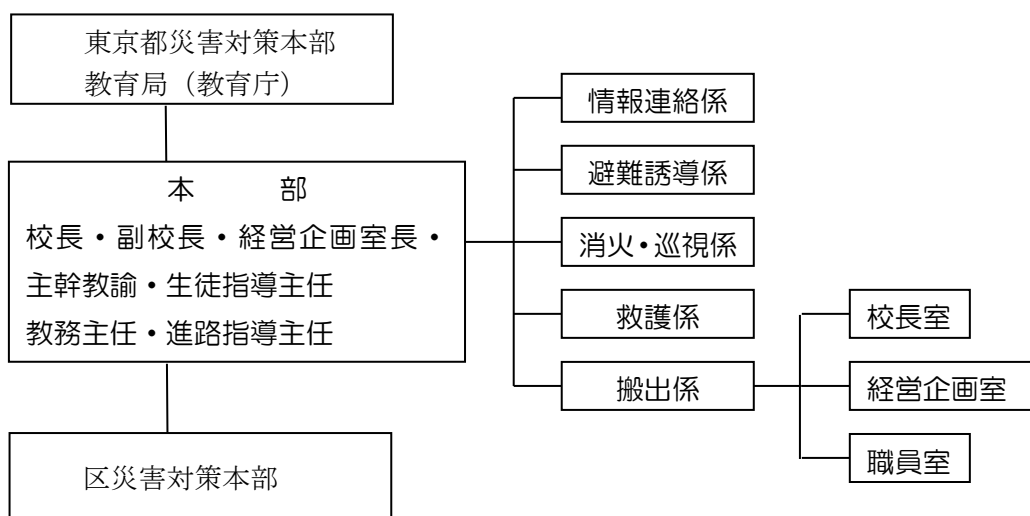


学校防災計画

(1) 予防管理組織



(2) 学校災害対策本部組織表



本 部 前畑 (校長)・野澤 (副校長)・椎名 (経営企画室長)
盛 (教務部主任)、増田 (生活指導部主任)、
小川 (進路指導部主任)

情報連絡係 ・ 人的、物的被害その他の異常事態を各係から報告を受け、本部長、区災害対策本部へ連絡する。
○椎名 (経営企画室長) 門田 (経営企画室)

- 避難誘導係
- ・校庭への避難誘導に当たる。広域避難場所までの避難経路の安全確認をおこなう。また生徒引渡しを行う。
 - 盛（教務部主任）
 - 栗原（1 学年）
 - 山口（2 学年）
 - 小川（3 学年）
 - 増田（4 学年）
- 消火・巡視係
- ・行方不明生徒等の搜索、校舎の被害状況の確認を行う。また、初期消火、ガス器具・水道等の器具・元栓の閉止や理科薬品保管等の点検を行う。これらの結果を情報連絡係に連絡する。
 - 増田（生活指導部主任）
 - 中村（進路指導部）
- 救 護 係
- ・救急用品の確保、負傷者への救急処置を行う。重傷者の移送等について、医療救護所（医療機関も含む）、区災害対策本部に速やかに連絡をとるよう情報連絡係依頼する。
 - 宮田（養護教諭）
 - 小川（進路指導部主任）
- 搬 出 係
- ・校舎内で火災や校舎への延焼の恐れがある場合は、非常持出品を搬出し管理する。なお、非常持出品を搬出する事態が生じない場合は、他係の業務を優先する。
 - 椎名（経営企画室長）
 - 経営企画室職員

◎震災が発生した場合の対応

職員は、学校防災計画の役割分担を基本としながらも、災害が発生した場合は、時と場に応じた行動をとり、生徒の安全確保を第一に万全を期する。

【災害発生時における危機管理体制】

(1) 学校災害対策本部組織と教職員の任務

本校では、地震等の災害が発生した際、校長（不在の時は代理）を本部長とする①学校災害対策本部を設置する。職員は、役割分担に従い、②災害応急活動に従事する。

なお、職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそろっていない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

○在勤時…以下の (2) から (6) に従って従事する。

○出退勤時、出張・休暇時や夜間・休日

…交通機関や道路の状況など被災の状況によるが、可能な限り勤務先に出勤して、以下の (2) から (6) に従って従事する。

(2) 情報連絡活動

① 情報収集及び提供

連絡班は、生徒、教職員の安否の確認や教育庁災害対策本部からの情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。なお、情報を収集するに当たっては、確実な情報であることが重要である。

【情報項目】

- ① 災害の発生状況（余震、津波、火災等）
- ② 被災、被害の状況（生徒、教職員、学校施設、学校周辺、通学路等）
- ③ ライフライン、交通機関等の状況

【収集手段】

- ① 巡視、出退勤中の教職員や、登下校中の児童・生徒からの情報
- ② 報道機関（ラジオ）
- ③ 災害対策本部からの情報
- ④ そのほか携帯・固定電話、インターネット、ホームページ、災害伝言ダイヤル、

【提供手段】

- ① 職員室内に掲示板への表示。
- ② 担当者からの文書報告
- ③ 携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害伝言ダイヤルなど多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。

② 被害状況の把握と報告

連絡班は、生徒、教職員、学校施設・設備等の被害状況を把握し、校長（または、副校長）に報告する。

(3) 避難誘導

生徒の避難誘導に当たっては、職員は、生徒の安全確保を第一とする。その際、周囲の状況を確認し、最善の避難ルートを選択する。

【学校内での避難】

校舎内避難 → 視聴覚室へ避難（集合場所）→ グランドへ避難

※避難する場合、救護班は救急医薬品等を携帯する。

(4) 校内の消火・巡視

- ① 出火防止対策を日ごろの避難訓練で実施し徹底する。
- ② 万一、出火した場合は、生徒を安全に誘導するとともに、校内放送、ハンドマイク、口頭で火災発生を伝え、できるだけ多くの職員が直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に食い止める。

その際、二次災害にあわないよう生命・身体の安全に十分配慮する。

- ③ 巡視に当たっては、消火・巡視係を中心に、できる限り2人以上で班編成し、点検場所・項目の漏れがないよう注意する。

(5) 救護活動

大震災により大勢の負傷者が出た場合

救護のためのスペースとして①格技棟を利用し、傷などへの応急処置は、救護班が当たる。救護活動に参加可能な生徒に対しては救護の補助を依頼する。

(6) 搬出活動

地震による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある非常持出品、搬出担当者、搬出場所に基づいて搬出活動を行う。

【非常持出品】	【搬出担当者及び搬出方法】	【搬出場所】
①校長印 ②学校沿革史 ③職員人事関係書類 ④卒業証書授与台帳 ⑤指導要録	担当者 ①②③④ 経営企画室 ⑤ 教務部	グラウンド 広域避難場所

◎生徒の避難誘導

大震災時においては、生徒は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想されるため、職員は、生徒に対して安心感を与える言葉をかけるとともに、常に、生徒一人一人を把握し、避難誘導に努める。

教職員の避難誘導の指針
<p>生徒の安全確保を第一とする。</p> <p>① お・か・し・も（「押すな」、「かけるな」、「しゃべるな」、「戻るな」）を合い言葉として、単純明快な指示で、生徒を掌握する。</p> <p>② 自力で避難できない生徒の安全確保を優先にする。</p> <p>③ 発災後、校庭に避難した場合は、校舎内に生徒が残っているか否かの確認を行う。</p> <p>④ 校舎の被害状況によっては、校舎内の避難順序や経路を変更し誘導する。</p> <p>⑤ 避難の際、出席簿、緊急連絡用、ホイッスル、懐中電灯等を携帯する。</p>

◎非常配備態勢の発令基準（配備職員）

(1) 夜間休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動発令）

当該職員が所属する部署の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所
全員が、教育庁としての応急対策業務に従事する。	10Km以内	第一配備職員	大崎高等学校
	10Kmから20Km	第二配備職員	大崎高等学校
		第三配備職員	大崎高等学校
	20Km超	特例配備職員	あらかじめ指定された都立学校

(2) 生徒への対応

地震災害発生時間帯	対応内容
生徒が自宅にいるとき	①校長が自宅待機を決定する。 ②校長が不在の場合、校長の指示のもと副校長が決定する。 ② 管理職不在の場合、防災委員会が決定する。 ③ 自宅待機は緊急連絡網を使用する。
生徒が登下校の途中	①生徒：自宅の近くにいる場合→自宅へ。 生徒：学校の近くにいる場合→学校へ登校する。または、学校へ戻る。 ④ 生徒が学校滞在になった場合、保護下にあることを保護者知らせる。（緊急連絡網や学校のHPを利用する）
生徒が在校中	①基準に従って安全確保に努める。 ②生徒の帰宅に関しては、交通状況等情報を収集、分析して帰宅可能かを判断し、東京都教育委員会へ連絡する。 ③帰宅不能の場合、宿泊態勢をとる。東京都教育委員会へ報告する。

◎ 災害時の対応について

(1) 品川区との協定に基づく避難所等の運営について

本校は、品川区と「避難所の協定」を結んでおり、大震災などが起きた場合は「避難所」として「避難所運営管理マニュアル」のとおり使用する。したがって、日頃から品川区防災関係機関及び地域防災関係者との連携を密にし、地域と一体となった防災体制の整備に努めるとともに、避難所の開設及び管理運営に協力する。

(2) 帰宅支援ステーションとしての役割について

本校は、災害時帰宅支援ステーションとして、水道水の提供、トイレの使用、地図等による道路情報やラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供などの協力を行う。

(3) 災害時の近隣住民との連携体制について

災害時における迅速・円滑な災害時拠点施設の管理・運営のためには、地元の防災団体やボランティアの支援を受けつつ、直接被害を受けた近隣住民にも協力を求める必要がある。そのため、平成24年度防災教育推進校の取組の一環として結成した防災活動支援隊の活動を継続し、地域の防災訓練等に協力する等の日常的な交流を図る。災害時にはそうした日常的な連携を生かして、近隣住民の協力を得ながら災害時拠点施設としての役割を果たす。

(4) 学校の一次滞在施設としての役割について

一次滞在施設とは、首都圏で首都直下地震が発生した際に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設のことである。

本校も一次滞在施設となっており、指定を受けた場合、災害時に水や食糧等の支援物資を配布するほか、帰宅困難者については、最長で3日間の受け入れを行う。